# 平成十六年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成十七年政令第六十九号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  岐阜県揖斐郡坂内村
* ロ  
  福井県大野郡和泉村、長野県下伊那郡根羽村、長崎県対馬市及び宮崎県東臼杵郡椎葉村
* イ  
  長野県北安曇郡美麻村、徳島県那賀郡木沢村及び高知県高岡郡東津野村
* ロ  
  長野県下伊那郡南信濃村、岐阜県本巣市、揖斐郡春日村及び武儀郡板取村、静岡県磐田郡水窪町、愛知県北設楽郡富山村、三重県多気郡宮川村、兵庫県津名郡津名町、一宮町及び五色町、奈良県吉野郡野迫川村、大塔村、十津川村及び上北山村、和歌山県日高郡中津村、美山村及び龍神村並びに東牟婁郡熊野川町、徳島県勝浦郡上勝町、那賀郡上那賀町並びに美馬郡一宇村及び穴吹町、愛媛県上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡池川町及びいの町並びに高岡郡檮原町及び仁淀村並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡北郷村、北川町及び諸塚村
* ハ  
  長野県北安曇郡八坂村及び上水内郡鬼無里村
* イ  
  島根県隠岐郡隠岐の島町及び熊本県球磨郡水上村
* ロ  
  香川県三豊郡山本町及び大野原町、愛媛県新居浜市、高知県土佐郡土佐町及び吾川郡いの町、長崎県対馬市並びに宮崎県東臼杵郡北浦町及び諸塚村
* ハ  
  高知県土佐郡大川村及び宮崎県東臼杵郡南郷村
* 一  
  この表に掲げる区域は、平成十六年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
* 二  
  平成十六年七月二十九日から八月六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十号（同年七月二十五日に北緯二十二度二十四分東経百五十度において台風となった熱帯低気圧で、同年八月二日に北緯三十八度三十六分東経百三十二度十二分において台風でなくなったものをいう。）及び同年台風第十一号（同月四日に北緯二十九度五十四分東経百三十七度三十六分において台風となった熱帯低気圧で、同月五日に北緯三十六度三十分東経百三十四度四十二分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。
* 三  
  平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十八号（同年八月二十八日に北緯十一度十八分東経百六十五度において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十三度四十八分東経百三十九度四十二分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 四  
  平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十一号（同月二十一日に北緯十二度五十四分東経百四十二度三十六分において台風となった熱帯低気圧で、同月三十日に北緯三十八度四十二分東経百四十一度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 五  
  平成十六年六月六日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同月七日に北緯十六度十八分東経百十八度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十一日に北緯三十四度十二分東経百三十四度四十二分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 六  
  平成十六年十月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十二号（同月四日に北緯十六度三十六分東経百三十四度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月十日に北緯三十九度三十六分東経百五十度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 七  
  平成十六年六月十九日から同月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同月十三日に北緯九度十八分東経百三十六度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十二日に北緯四十一度十八分東経百三十九度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 八  
  平成十六年八月十六日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同月十六日に北緯十八度四十八分東経百三十度四十八分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十日に北緯四十二度東経百四十八度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。